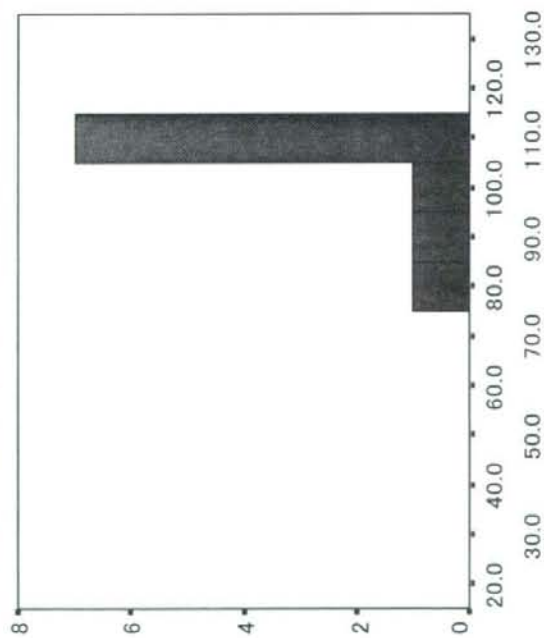
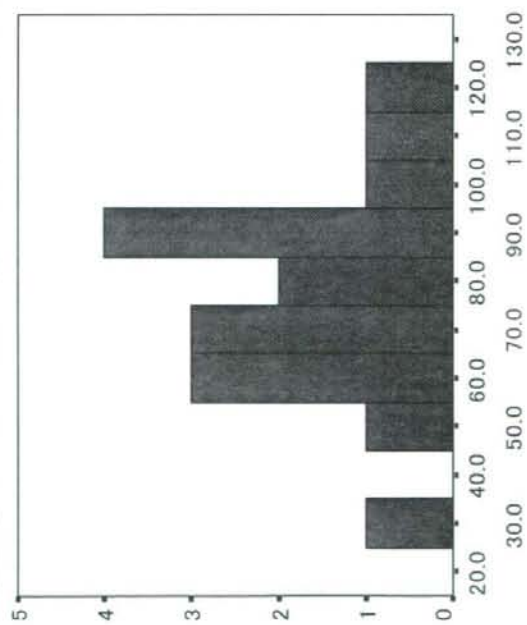


(図5) 退院時(YRC入院・入所群)のFIM合計点



(図6) 退院時(YRCへの入院・入所以外)のFIM合計点



厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

〔英国〕雇用・生活支援手当新設にともなう障害認定方法の変更内容

分担研究者：寺島彰 浦和大学

2008年10月に英国が導入した、障害者に対する就労促進のための手当「雇用・生活支援手当」の新しい障害認定基準は、目的を達成するために、以前の認定基準からどのように変更されたのかを明らかにすることが、本研究の目的である。

両者の比較により、認定基準に職業的なものを追加する変更もなく、能力障害の評価が中心であることも変化していないことから、認定基準においては、制度の趣旨にそった変更はないことがわかった。

A. 研究目的

雇用・生活支援手当（Employment and support allowance：ESA）は、08年10月27日から、英国で給付が開始された手当であり、それまでの所得保障手当（Income support:IS）と就労不能手当（Incapacity Benefit:IB）に代わって支払われる、病気や障害のために労働能力が制限される人々に支払われる新しい給付金である。

英国政府は、働けるか働けないかで、人々を2つのグループに分ける以前の評価システムは、間違いであり、厳密に分けることで、手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める政策に変更したという。

その目的を達成するために、新設されたESAの障害認定基準は、以前の認定基準とどのように変更されたのかを明らかにすることが、本研究の目的である。

B. 研究方法

文献調査による。

C. 研究結果

1. ESAの障害認定の変更点

①分類数が減少

身体障害の認定に関しては、14あった分類が、11に減っている。階段の昇降がなくなり、歩行に含められた。また、座っていることと立っていることが一つにされた。また、手をのばすことがなくなった。

②点数の種類が減少

ESAでは、点数をすべて、15、9、6、0にされたが、以前の基準では、15、12、10、9、8、7、6、3、0の種類があった。

③各分類の評価の種類が多様化

単に回数を増やす、距離を伸ばす、時間を長くするという形で点数を変えていたものを、なるべく評価の種類を多様化している。

④活用する物を変更している

たとえば、以前は、「0.5リットル入りの牛乳カートン」を持ち上げる検査があったが、ESAでは、「液体で満たされた0.5リットル入りのカートン」としている。

⑤追加した評価がある

例えば、以前の基準には、視野の評価がなかったが、ESA では、視野の欠損が 25% 以上 50%未満が追加された。

⑥検査を導入したものがある

以前は、簡易に評価できるように配慮されていたが、視野の欠損が 25%以上 50%未満となっており、視野検査が必要になっている。

⑦評価を厳密にしたところがある。

例えば、以前は、「音量を大きくしないとテレビ番組が聞き取れない」という評価があったが、このような漠然とした評価は消えているものもある。

⑧精神・認識・知的障害と合算できるようにした。

以前は、精神・認識・知的障害は、点数制でなかったが、ESA は、点数制にして、合算できるようになった。

2.ESA でも変わらない点

①能力障害中心の評価であること

臓器レベルでの機能ではなく何かできるという能力障害中心の評価が変わっていない。

②補装具を装着しての評価

身体機能の評価において、歩行障害に関しては、「通常用いている杖または他の機器を用いて歩くこと」、聴覚障害に関しては「通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと」、視覚障害に関しては、「通常通常用いている眼鏡または他の補助機器を用いて」という記述があるように、これらの障害では、補装具を装着して評価している。このことも変わっていない。

D. 考察

英国政府は、働けるか働けないかで、人々

を 2 つのグループに分ける以前の評価システムは、間違いであり、手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める政策に変更したとされており、その目的を達成するために、手当制度と労働を結びつけた制度が ESA である。しかし、今回の ESA への移行に関して、認定基準においては、その趣旨にそった変更はない。

認定基準に職業的なものを追加するような変更もなく、能力障害の評価中心であることも変化していないからである。

趣旨にそった変更は、障害認定方法よりも、手当給付の手続きの変更のようである。たとえば、働ける人には、就労意欲を高めるために面接を導入したり、かなり高い収入まで手当を受けられるようにしたという点でがあげられる。

E. 結論

2008 年 10 月に英国が導入した、障害者に対する就労促進のための手当「雇用・生活支援手当」は、認定基準に職業的なものを追加するような変更もなく、能力障害の評価中心であることも変化していないことから、認定基準においては、その趣旨にそった変更はない。

主な変更点は、障害認定方法よりも、手当給付の流れの手続き変更のようである。たとえば、働ける人には、就労意欲を高めるために面接を導入したり、かなり高い収入まで手当を受けられるようにしたという点でがあげられる。

F.健康危惧情報

特記すべきことなし。

1. 雇用・生活支援手当の概要

(1) 雇用・生活支援手当の背景

雇用・生活支援手当 (Employment and support allowance : ESA) は、08年10月27日から、英国で給付が開始された手当であり、それまでの所得保障手当(Income support:IS)と就労不能手当(Incapacity Benefit:IB)に代わって支払われる、病気や障害のために労働能力が制限される人々に支払われる新しい給付金である。そのために、ESA は、単一の手当てではあるものの、IS と IB の両方の手当の特徴を保持しており、拠出制 ESA (これは、IB と類似している) と所得連動 ESA (これは、就労不能に基づき支払わ IS に類似している) の 2 つに分かれている。

英国政府は、働けるか働けないかで、人々を 2 つのグループに分ける以前の評価システムは、間違いであり、現実を反映していないと感じた。すなわち、厳密に分けることで、手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める政策に変更した。その目的を達成するために、手当制度と労働を結びつけた制度が ESA である。

そのために、単に仕事ができないからという理由で ESA は、支払われない。『労働能力が制限されている』とみなされたときにのみ、ESA が支払われる。そして、ESA 請求者は、『支援グループ』と『仕事関連の活動グループ』 2 つのグループに分けられる。どちらのグループに入るかで、ESA の額と手当を受け続けるために必要となる資格が違う。

なお、2008年10月27日の時点で IB や IS を受けている場合、ESA ではなく、それらの手当が継続される。政府は、2009年から既存の IB と IS の請求者は、労働能力評価で再評価され ESA に移動すると述べている。

(2) 制度の種類

ESA は、拠出性 ESA と所得連動 ESA とからなっている。

① 拠出性 ESA

拠出性 ESA は、国民保険制度の保険料支払い済記録と関係する。これは IB に代わるものである。拠出制 ESA を受けるためには、多年にわたって国民保険制度の保険料を支払っている必要がある。しかし、20才(教育や訓練を受けていた場合は25才)前から、労働能力が制限されていた場合は、これらの拠出条件を、満たすことが必要はないこともある。

② 所得連動 ESA

所得連動 ESA は、資力調査つきの手当てで、労働不能を理由に支払われる IS に代わるものである。これは、受給者およびそのパートナーの最低生活費を提供する。IS と同様、所得連動 ESA は、固定資産税や一定の住居経費を支援する。単独で、または、拠出制 ESA に加えて支払われることもある。

(3) 受給資格

①基本条件

ESAを受給するには、次のすべての基本的な条件を満たす必要がある。

- 労働能力が制限されている
- 就業していない
- 16歳以上である
- 年金受給年齢に達していない（現在、女性は60歳、男性は65歳）
- グレートブリテンに住んでいる
- ISを受けていない
- 求職者手当（jobseeker's allowance）の申請者、または、共同申請者ではない
- 法定疾病手当（statutory sick pay）の資格期間中でない。

②選択条件

また、以下の条件のうちの少なくとも1つも満たさなければならない

- 国民保険制度の保険料支払い条件を満たしている
- 労働能力制限が20歳前（一定の場合は25歳前）に始まった
- 所得連動ESAの条件を満たしている

(4) ESAの受給の流れ

①評価期間

ESAを請求すると、13週の『評価期間』に入る。これは、末期患者等を除いて、すべての新規ESA請求者に適用される。評価期間には、労働能力評価（Work capability assessment：WCA）が行われる。評価期間の間は、ESA基本手当が支払われる。ただし、25歳未満なら、低額の手当が払われる。

②主期間。

13週の評価期間を完了したら、基本手当に加えて追加手当を受ける。支払い額は、「支援グループ」にいるか「労働関連活動グループ」にいるかによる。この手当は、25歳未満であっても、低額基本手当は適用されず、25歳以上と同じ額が支払われる。

(5) 労働能力評価

WCAは、3つのステップからなる。

①労働能力制限の評価（limited capability for work assessment）

WCAの最初の評価は、労働能力が制限されているかどうかを評価する。これに該当すれば、ESAの対象になる。身体的機能、精神保健、および、認知機能が21に分類され、各々の活動制限に関する点数が示される。点数の合計が15ポイント以上になると、労働能力が制限されているという評価がされて、ESAの権利が生じる。評価においては、活動制限する原因が、明らかでなければならない。つまり、身体の疾病または障害、精神の病気または障害、あるいは、疾病、病気または障害に対して登録医が行った処置の直接的な結果として活動制限がおこっていることが

明らかでなければならない。この評価内容を資料1に示す。

また、資料2の場合は、評価なしで労働制限があると判断される。

②労働関連活動能力制限の評価 (limited capability for work-related activity assessment)

WCAの第2の評価は、労働関連活動において能力が制限されているかを評価する。これにより、「支援グループ」の対象者か「労働関連活動グループ」の対象者を決定する。そして、ESAの手当額と条件がきめられる。

労働関連活動能力が制限されているならば、支援グループに置かれる。この場合、労働関連活動を行う必要はなく、労働関連活動グループよりも、高い額のESAを受けとる。

労働関連活動に制限がなければ、労働関連活動グループに置かれる。このグループでは、労働に焦点を絞った6回の面接に出席するなどの労働関連条件を満たさなければならない。もし、この条件を満たすことができないならば、ESAの支払が認可されないこともある。

この評価は、身体的および精神/認識機能に関する、11の活動分類があり、うちの少なくとも1つの記述に合致していれば、支援グループに該当する。このリストを資料3に示す。

また、資料4の場合は、評価なしで労働関連活動能力が制限されているとみなされる。

③仕事に焦点を当てた健康関連の評価 (Work-focused health-related assessment ; WFHRA)

WCAの第3の評価は、「仕事に焦点を当てた健康関連の評価」である。「労働関連活動グループ」の対象者のみを対象として、働くための障壁と働くためにどのような支援を必要としているかを評価される。

WFHRAは、健康関連の情報と、どんな機能的能力を向上させることができ、労働に戻るのを支援できるかという介入に関する情報を収集する。これには、適切な補装具や福祉機器の使用を含む。

WFHRAのために必要な情報は、WCAの最初の2つの評価のための医学評価に引き続いて、別の面接において集められ、レポートにまとめられる。レポートは、パーソナルアドバイザーに送られ、申請者が出席を求められる労働に焦点を当てたあらゆる面接においてそれを使うことができる。また、そのレポートはGPと共有することも奨励されている。もし、医療専門家が、WCAの評価に基づき、労働関連活動の能力が制限されていると判断すれば、WFHRAに参加することを延期されることもある。WFHRAに参加しなければ、ESAが認可されないこともある。

(6) 仕事に焦点を当てた面接

ほとんどの場合、請求後8週後に、最初の『労働焦点にあてた面接』に出席しなければならない。この面接では、パーソナルアドバイザーが、仕事に就くためのステップと利用できるサポートについて話す。「労働関連活動グループ」の請求者であれば、毎月実施される「就労に焦点を当てた面接」に5回出席することを求められる。正当な理由なしに、参加しないと、ESAは認められないことがある。

(7) 手当額

ESAは、生活状態に基づき支払額が違ふ。また、所得連動ESAと拠出制ESAが単独で、ある

いは、両方同時に支払われることもある。ただし、13週の評価期間の間、ESAは『基本手当』と呼ばれる低いレベルの額が支払われる。この額は、求職者手当の基準額に等しい。また、25才以下の場合、評価期間中、低額基本手当が支払われる。

13週の評価期間を完了後、主要期間では、基本手当に加えて追加手当を受ける。この支払い額は、「支援グループ」の対象者か「労働関連活動グループ」の対象者かによって異なる。また、25歳未満であっても、低額基本手当は適用されず、25歳以上の人と同額が支払われる。

詳細を資料5に示す

2. ESAの障害認定の変更点

最初に述べたように、英国政府は、働けるか働けないかで、人々を2つのグループに分ける以前の評価システムは、手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める制度として、ESAを導入した。ここでは、その目的を達成するために、認定方法がどのように変わったかについて、明らかにする。

(1) ESA導入前の障害認定基準

ESAが導入される前は、IB、IS、国民保険などにおいて、就労不能であることを共通に評価していた。その基準を表6に示す。これを資料1と比較してその違いをみてみよう。

(2) 障害認定の変更点

①分類数が減少

身体障害の認定に関しては、14あった分類が、11に減っている。階段の昇降がなくなり、歩行と移動に含められた。また、座っていることと立っていることが一つにされた。さらに、手をのばすことに関する分類がなくなった。

②点数の種類が減少

ESAでは、点数をすべて、15、9、6、0にされたが、以前の基準では、15、12、10、9、8、7、6、3、0の種類があった。

③各分類の評価の種類が多様化

単に回数を増やす、距離を伸ばす、時間を長くするという形で点数を変えていたものを、評価を多様化させている。

④活用する物を変更している

たとえば、以前は、「0.5リットル入りの牛乳カートン」を持ち上げる検査があったが、ESAでは、「液体で満たされた0.5リットル入りのカートン」としている。

⑤追加した評価がある

例えば、以前の基準には、視野の評価がなかったが、ESAでは、視野の欠損が25%以上50%未満が追加された。

⑥検査を導入したものがある

以前は、簡易に評価できるように配慮されていたが、視野の欠損が25%以上50%未満となっており、視野検査が必要になっている。

⑦評価を厳密にしたところがある。

例えば、以前は、「音量を大きくしないとテレビ番組が聞き取れない」という評価があったが、このような漠然とした評価は消えている。

⑧精神・認識・知的障害と合算できるようにした。

以前は、精神・認識・知的障害は、点数制ではなかったが、ESA は、点数制にして、合算できるようになった。

(3) ESA でも変わらない点

①能力障害中心の評価であること

臓器レベルでの機能ではなく何かできるという能力障害中心の評価が変わっていない。

②補装具を装着しての評価

身体機能の評価において、歩行障害に関しては、「通常用いている杖または他の機器を用いて歩くこと」、聴覚障害に関しては「通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと」、視覚障害に関しては、「通常通常用いている眼鏡または他の補助機器を用いて」という記述があるように、これらの障害では、補装具を装着して評価している。このことも変わっていない。

3. 考察

英国政府は、働けるか働けないかで、人々を2つのグループに分ける以前の評価システムは、間違いであり、手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める政策に変更したとっており、その目的を達成するために、手当制度と労働を結びつけた制度がESAである。しかし、今回のESAへの移行に関して、認定基準においては、その趣旨にそった変更はないようである。

認定基準に職業的なものを追加するような変更もなく、能力障害の評価中心であることも変化していないからである。

趣旨にそった変更は、障害認定方法よりも、手当給付の手続きの変更のようである。たとえば、働ける人には、就労意欲を高めるために面接を導入したり、かなり高い収入まで働いても手当を受けられるようにしたという点があげられる。

参考資料

Department for Work and Pensions, "No one written off-reforming welfare to reward responsibility", 2008

Department for Work and Pensions, "Raising Expectations and Increasing Support White Paper", 2008

Disability Alliance, "Disability rights handbook 33Edition April 2008・April 2009", 2008

Disability Alliance, "Employment and support allowance 1st Edition October 2008・April 2009", 2008

資料1 労働能力制限に関する評価

I 身体的な機能

活動1～11は、身体的な機能をカバーする。労働能力が制限されていると評価されるためには、合致する各々の活動の中の最も高い得点を合計して、15ポイント以上を得点する必要がある。これらの活動からの得点は、精神、認識、および知的機能活動（活動12～21）に加算することができる。

活動	得点
1. 通常用いている杖または他の機器を用いて歩くこと	
A まったく歩くことができない	15
B 繰り返し止まったり、ひどい不快感を感じずには、平地を50メートル以上を歩くことができない	15
C 手摺りをつかっても、階段を2段上る、あるいは下ることができない	15
D 止まったり、ひどい不快感を感じないで100メートル以上、平地を歩くことができない	9
E 止まったり、ひどい不快感を感じないで200メートル以上、平地を歩くことができない	6
F 上記のどれにも、あてはまらない	0
2. 立っていることと座ること	
A たとえ、歩き回れたとしても、椅子に座る前に、他人の支えなしに10分以上立っていることができない。	15
B 椅子から立ち上がる前に、不快の程度が大きいために、高い背もたれの袖のない椅子に10分以上座っていることができない	15
C 他人による身体的な援助なしで、背もたれだけの椅子に座った状態から立ち上がることができない	15
D 他人による身体的な援助なしに、椅子に座った状態から隣の椅子に移動して座ることができない	15
E たとえ、歩き回れたとしても、椅子に座る前に、他人の支えなしに30分以上立っていることができない。	6
F 椅子から立ち上がる前に、不快の程度が大きいために、高い背もたれの袖のない椅子に30分以上座っていることができない	6
G 上記のどれにも、あてはまらない	0
3. 腰を折ること、又は、ひざまづくこと	
A 腰を折り、ひざをもち、もう一度立ち上がることができない。	15
B 腰を折り、ひざまづき、あるいは、かがんで、床から15cmのすくい棚にある軽いもの（例えば紙）を拾い上げ、そして、それを、他人の援助なしに、もう一度まっすぐに置きなおすことができない。	9

C 腰を折り、ひざまづき、あるいは、かがんで、軽いものを床から拾い上げ、そして、それを、他人の援助なしに、もう一度まっすぐに置きなおすことができない。 6

D 上記のどれも適用しない 0

4. 上半身と腕を用いて拾い上げ、動かしたり渡したりする（この制度のパート 1 で指定される他の全ての活動を除外する）

A どちらの手でも、液体で満たされた 0.5 リットル入りのカートンを持ち上げ、動かすことができない 15

B どちらの手でも、液体で満たされた 1 リットル入りのカートンを持ち上げ、動かすことができない 9

C 両手を使わなければならない、空の段ボールののような軽くて大きなものを、持ち上げ、動かすことができない 6

D 上記のどれにも、あてはまらない 0

6. 手の巧緻性

A どちらの手でも 'star-headed' シンク・タップを回すことができない 15

B どちらの手でも £1 コインまたはそれと同じような物を拾うことができない 15

C どちらの手でも本のページをめくることができない 15

D ペンまたは鉛筆を身体的に使うことができない 9

E 従来のキーボードまたはマウスを身体的に使うことができない 9

F 小さなボタン（例えばシャツまたはブラウス・ボタン）を止めたり外したりすることができない 9

G 片手では 'star-headed' シンク・タップを回すことができないが、両手ならできる。 6

H 片手では、£1 コインまたはそれと同じようなものを拾うことができないが、両手ではできる。

6

I 液体で満たされ、口が開いた 0.5 リットルのカートンから液体を注ぐことができない 6

J 上記のどれにも、あてはまらない 0

7. 話すこと

A まったく話すことができない 15

B 話したことを、知り合いでない人は理解できない 15

C 知り合いでない人は、話を理解するのに大変苦勞する 9

D 知り合いでない人は、話を理解するのに少し苦勞する 6

E 上記のどれにも、あてはまらない 0

8. 通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと

A まったく聞くことができない 15

- B 静かな部屋で大声で話している人の話を、十分にはっきりと聞くことができない。話されている語を十分にはっきりと識別することができない。 15
- C 静かな部屋で、普通の声で話している人の話を聞くことができない。話されている言葉を十分にはっきりと識別することができない。 9
- D 繁華街で大声で話している人の話を、聞くことができない。話されている語を十分にはっきりと識別することができない。 6
- E 上記のどれにも、あてはまらない 0

9. 通常用いている眼鏡または他の補助機器を用いて、日光または明るい電灯のもとでの、視力と視野などの視覚について、

- A まったく見えない 15
- B 20cm 離れたところの 16 ポイントの印刷文字を読むことができるほど見えない 15
- C 視野の 50%以上が欠損している 15
- D 最低 5 メートル離れたところにいる友人が十分わかる程の見えない 9
- E 視野の欠損が 25%以上 50%未満 6
- F 少なくとも 15 メートル離れたところの友人がわかるほど見えない 6
- G 上記のどれにも、あてはまらない 0

10. 排泄

A 請求者が人工肛門または尿収器を使っていない場合で、遺尿（夜尿症）以外の管理

- i 腸からの排泄を自発的に制御できない 15
- ii 膀胱をからにすることを自発的に制御できない 15
- iii 腸からの完全な排泄をコントロールすることができないために、少なくとも月に一回以上腸を制しきれなくなる 15
- iv 膀胱をからにすることをコントロールすることができないために、週に 1 回以上膀胱を制しきれなくなる 15
- v 腸の完全な排泄をコントロールすることができないために、時々腸を制しきれなくなる 9
- vi 請求者が膀胱から完全にからにすることができないために、少なくとも月に 1 回以上膀胱を制しきれなくなる 6
- vii トイレにすぐ行けないときは、腸から完全に排泄できず、また、膀胱をからにすることができないために、腸と膀胱の制御をできなくなる危険がある。 6
- viii 上記のどれにも、あてはまらない 0

B 請求者が尿収器（留置尿道カテーテルや恥骨上式カテーテルを含む）を用いており、大部分の時間装着している時の排泄

- i 他人による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 15
- ii 内容を漏らさないで、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、

空にすることができない 15

iii 腸からの排便を自発的に制御できない 15

iv 少なくとも月に一回は、請求者が腸の完全な排泄をコントロールすることができない 15

v 時折、請求者が腸の完全な排便をコントロールすることができない。 9

vi すぐにトイレに行けない場合、腸の制御ができない危険があり、完全な腸からの排便をコントロールすることができない 6

vii 上記のどれにも、あてはまらない 0

C 請求者に人工肛門がある場合の、遺尿（夜尿症）以外の排泄

i 他人による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 15

ii 内容を漏らさず、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 15

iii 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、膀胱の排尿における自発的な制御ができない 15

iv 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、少なくとも週に1回膀胱の排尿コントロールができなくなり、そのために、請求者は膀胱からの排尿を完全に制しきれない 15

v 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、少なくとも月に1回膀胱の排尿コントロールができなくなり、そのために、請求者は膀胱からの排尿を完全に制しきれない 9

vi 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、すぐにトイレに行けない場合、腸の制御ができない危険があり、完全な腸からの排便をコントロールすることができない 6

vii 上記のどれにも、あてはまらない 0

1 1. 目覚めている間は意識があること

A 少なくとも週に1回、意識の喪失又は変性意識の非自発的な症状がある。その結果、認識の混乱や集中力を失う 15

B 少なくとも月に1回、意識の喪失又は変性意識の非自発的な症状がある。その結果、認識の混乱や集中力を失う 9

C 評価前の6ヵ月間に少なくとも、二度の意識喪失や変性意識の非自発的な症状がある。その結果、認識の混乱や集中力を失う 6

D 上記のどれにも、あてはまらない 0

[精神、認識、知的な機能活動]

12～21は、精神的で、認識で、知的な機能をカバーする。労働能力に制限があると評価されるには、あなたは15ポイント以上を得点する必要がある。あなたが該当する各活動において最も高い得点を合計する。これらの活動の得点は、身体的な機能活動に加えることができる。

1 2. 仕事の完成の学習または理解

- A 単純な仕事（目ざまし時計をセットすることのような）を正常に完了する方法を学ぶことができないか、理解することができない 15
- B 請求者が正常に単純な仕事を完了する方法を学習し理解することができる前に、同じことを 2 回以上デモンストレーションを見る必要があるであり、しかも、次の日にその仕事を完了する方法についてさらにデモンストレーション受けなければ、その仕事を正常に完了することができない 15
- C 請求者が正常に単純な仕事を完了する方法を学習し理解することができる前に、その仕事をどのように行うか 1 回デモンストレーションを見る必要があるであり、しかも、次の日にその仕事を完了する方法について、別のひとから言葉による促しをうけることなしには、その仕事を正常に完了することができない 9
- D 請求者の前に適度に複雑な仕事（例えば正しくきれいな服に洗濯機を動かすことに関係しているステップ）を遂行する方法の実証は学ぶか、正常に仕事を完了する方法を理解することができるが、もう一人の人からことばの注意を受け取ることなく次の日正常に仕事を完了することができない 9
- E 請求者が正常に単純な仕事を完了する方法を学習し理解することができる前に、それを行う方法について言葉での指示が必要であり、しかも、1 週間たっても、他の人から言葉による促しを受けることなしにその仕事を完全に完了することができない 6
- F 上記のどれにも、あてはまらない 0

1.3. 危険の認識

- A 日常的な危険物（例えば熱湯または鋭い物）の危険性についての認識が不十分であり、日常的に危険な場面があったり、近くに置くことを避けることが必要 15
- i) 自傷他害;あるいは、
ii) 資産または財産への重要な損害（日々の生活全体がうまく管理されないほどの）
- B 日常的な危険についての危険性についての認識が不十分であり、それを避けたり、近くに置かないということに多く時間を使う必要がある 9
- i) 自傷他害;
あるいは、
ii) 資産または財産への重要な損害（他人による監視なしには、日々の生活全体がうまく管理されないほどの）
- C 日常的な危険についての危険性についての認識が不十分であり、それを避けたり、近くに置かないということをししばしば行う必要がある 6
- i) 自傷他害;
あるいは、
ii) そのような事件が起こるとき、日々の生活全体が管理できない程ではない、資産または財産への重要な損害
- D 上記のどれにも、あてはまらない 0

14. 記憶と集中

- A 1日中、請求者の面前での他人による言葉による促しなしには、日々の生活全体がうまく管理できないほど、物忘れや集中力の喪失がある 15
- B ほとんどの時間を、請求者の面前での他人による言葉による促しなしには、日々の生活全体がうまく管理できないほど、物忘れや集中力の喪失がある 9
- C しばしば、物忘れや集中力の喪失により、日常生活で行うべき1日のすべての作業のリストを作成するなどの事前の計画によってのみ、日々の生活全体を遂行することができる 6
- D 上記のどれも適用しない 0

15. 作業の遂行

- A どんな日常的な作業でも正常に完了することができない 15
- B 請求者が慣れている日常的な仕事を正常に完了するのに、精神障害のない人の2倍を超える時間がかかる 15
- C 請求者が慣れている日常的な仕事を正常に完了するのに、精神障害のない人の1.5倍を超え2倍までの時間がかかる 9
- D 請求者が慣れている日常的な仕事を正常に完了するのに、精神障害のない人の1.5倍の時間がかかる 6
- E 上記のどれにも、あてはまらない 0

16. 生活行動を始めること・継続すること

- A 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、すべての生活活動（計画を立てる、組織する、問題解決、サービス業に優先順位をつける、作業を変更するなど意味する）を始めたり継続することができない 15
- B 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、申請者の横で他人による言葉による日常的な促しを求めなければ生活活動を始めたり継続することができない 15
- C 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、申請者の前で他人による言葉による促しのために多くの時間を求めなければ生活活動を始めたり継続することができない 9
- D 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、申請者の前で他人による言葉による促しをしばしば受けなければ、生活活動を始めたり継続することができない 6
- E 上記のどれにも、あてはまらない 0

17. 変化に対処すること

- A 日々の小さな変化に対処できないために、日々の生活全体を管理することができない 15
- B 予定された日々の生活の変化（例えば、予定された昼休み時間の変更など日々の生活時間を以後変更すること）に対処することができないために、日々の生活全体を管理することができない 9

C 小さな、予定外の日常生活の変更（例えば、それが起こることになっている日の予約の時間の予想外の変更）に対処することができないために、日々の生活全体を管理することができない
6

D 上記のどれにも、あてはまらない 0

18. 目的地に着くこと

A 請求者がよく知っている、あるいは、よく知っていると思われる特定の場所に行くことができない 15

B 毎回、他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所に行くことができない 15

C 他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所にほとんどの場合行くことができない 9

D 毎回、他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所にしばしば行くことができない 6

E 上記のどれにも、あてはまらない 0

19. 社会的状況に対処すること

A 強度の恐怖や不安のために、通常の活動（たとえば、新しい場所に行ったり、社会的な接触をする）ができない 15

B 強度の恐怖や不安のために、ほとんどの場合、通常の活動（たとえば、新しい場所に行ったり、社会的な接触をする）ができない 9

C 強度の恐怖や不安のために、通常の活動（たとえば、新しい場所に行ったり、社会的な接触をする）が、しばしば、できない 6

D 上記のどれにも、あてはまらない 0

20. 他人に対するふるまいの正しさ

A 攻撃的、禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予測できない爆発がある めえ

i) 毎日他人に混乱を引き起こすのに十分な 15

または

ii) 毎日ではないが、しばしば起こり、分別のある人は彼らを大目に見ることができないほど重度である

B ささいな出来事に対して、完全に不適当な反応をし、あるいは、批判し、脅迫的なふるまいや実際に物理的暴力につながる激しい爆発に至る 15

C 長時間にわたり混乱を引き起こすほど重症かつ頻度に、攻撃的、禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予測できない爆発がある 9

D ささいな出来事に対して、非常に不適当な反応をし、あるいは、批判し、そのようなことが起こったときには、日々の生活全体を管理することができない 9

E 頻繁に混乱を引き起こすほど、攻撃的、禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予

測できない爆発がある 6

- F ささいな出来事に対して、しばしば、中程度の不適当な反応をし、あるいは、批判し、そのようなことが起こったときには、申請者は、日々の生活全体を管理することができない 6
- G 上記のどれにも、あてはまらない 0

2 1. 他人とつきあうこと

A 自身のふるまいの影響に気づかず 15

i)たとえ短期間（例えば2、3時間）でも、他人とつきあうのに苦勞する
または

ii)毎日、他人に苦惱を引き起こす

B 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、毎日彼自身または彼女自身が非常に苦惱する 15

C 自身のふるまいの影響に気づかずに、 9

i)比較的長期間（例えば1、2日）にわたり、他人と付き合うのに苦勞する
または

ii)大多数の人に苦惱をひきおこす

D 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、1日の大半、彼自身または彼女自身が非常に苦惱する 9

E 自身のふるまいの影響に気づかず 6

i)長期間（例えば1週間）他人とのつきあいに苦勞する
または

ii)しばしば、他人に苦惱をもたらす

F 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、しばしば、彼自身または彼女自身が非常に苦惱する 6

G 上記のどれにも、あてはまらない 0

資料2 WCAを受けなくとも労働能力が制限されていると扱われる場合

- 進行性の疾病を患っており、6 ヶ月（すなわち、病状が末期的）以内に死亡することが合理的に予想されることが出来る場合。
- 静脈内、腹膜内、クモ膜下腔内の化学療法の治療を受けている、あるいは、その処置から回復期にあり、ジョブセンタープラスが、労働制限があることを納得している場合。
- 伝染病のキャリアーまたはその感染の可能性があるために、特定の法律により、労働を控えることを要請されたか、通知された場合。
- 妊娠しており、労働を抑えなければ、自分や胎児の健康に深刻な危険があると思われる場合。
- 妊娠しているか、最近出産して、出産手当を得る資格があり、出産手当支払い期間内である場合。
- 妊娠中または、最近出産し、出産手当や法的出産手当の支払いを受ける資格はないものの、出産前6週から後2週までの場合。
- 病院に入院している場合。
- 退院後の療養中で、ジョブセンタープラスが労働能力が制限されていると認めた場合。
- 慢性腎不全のための血液透析の処置を毎週定期的に受けている場合。
- 血漿交換または放射線療法の処置を受けているか、あるいは、消化器官の機能の甚だしい障害のために、毎週定期的に完全非経口栄養の処置を受けている場合。
- 上のような治療から回復するための日が一日でもあり、ジョブセンタープラスが労働制限があると認めた場合、その日があ含まれる週は、労働能力が制限されているとみなされる。

資料3 労働関連活動能力が制限されているかどうかの評価

以下の記述の一つ以上に該当すれば、労働関連活動能力が制限されていると評価され、請求者の支援グループに属する。

1. 平地を歩くこと、又は、移動すること

次のことができない：

A 歩く（通常用いている歩行杖または他の機器を用いて）；

B 移動する（通常用いているクラッチ杖を用いて）；

あるいは、

C 請求者の車椅子を手動で操作する；繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感がなく 30 メートル以上。

2. 椅子に座った状態から立ち上がり、隣の椅子に移動して座る

以下の両方とも完了することができない：

A 他人による身体的な援助なしで、背もたれだけの椅子に座った状態から立ち上がる

そして、

B 他人による身体的な援助なしに、椅子に座った状態から隣の椅子に移動して座ることができない。

3. 上半身と腕を用いて拾い上げ、動かしたり渡したりする（この制度のパート1で指定される他の全ての活動を除外する）

どちらの手でも、液体で満たされた 0.5 リットル入りのカートンを持ち上げ、動かすことができない。

4. 手を伸ばすこと

コートやジャケットの一番上のポケットに何かを入れるように、どちらの腕も上げることができない。

5. 手の巧緻性

次のことができない。：

A どちらの手でも片手では'star-headed'シンク・タップを回すことができない；

または

B £1 コインまたはそれと同じようなものを両手を使っても拾うことができない。

6. 排泄

A 請求者が人工肛門または尿収器を使っていない場合で、遺尿（夜尿症）以外の排泄について：

a 腸からの排便を自発的に制御できない

- b 膀胱をからにすることを自発的に制御できない
- c 腸からの完全な排便をコントロールすることができないために、少なくとも月に一回以上腸を制しきれなくなる
- d 膀胱をからにすることをコントロールすることができないために、週に1回以上膀胱を制しきれなくなる
- e 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、腸からの完全な排便に失敗する。

あるいは、

- f 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、ぼうこうからの完全な排尿に失敗する。

B 請求者が尿取器（留置尿道カテーテルや恥骨上式カテーテルを含む）を用いており、大部分の時間装着している時の排泄：

- a 他人による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない；
- b 内容を漏らさないで、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない；
- c 腸からの排泄を自発的に制御できない；
- d 少なくとも週一回、腸のコントロールができなくなり、請求者は腸からの完全な排便をコントロールすることができない；

あるいは、

- e 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、腸からの完全な排便に失敗する。

C 請求者に人工肛門がある場合の、遺尿（夜尿症）以外の排泄

- a もう一人の人から身体的な援助を受け取ることなく小孔機器を添付するか、取り外すか、空にすることができない；
 - b 他人による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない
 - c 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、膀胱の排尿における自発的な制御ができない；
 - d 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、少なくとも週に1回膀胱の排尿コントロールができなくなり、そのために、請求者は膀胱からの排尿を完全に制しきれない
- あるいは、

- e 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週に1回膀胱の排尿コントロールに失敗する。

7. 衛生管理

- A 他人による身体的な援助を受けることなく、自身の胴体（自身の背中を除く）をきれいにす

ることができない;

B 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感をのために、自身の胴（自身の背中を除外する）をきれいにすることができない;

C 請求者の横で他人による定期的な励ましがなければ、自身の胴（自身の背中を除外）をきれいにすることができない;

あるいは、

D 重度の気分障害又は行動障害のために、次の支援がなければ自身の胴（自身の背中を除外する）をきれいにすることができない:

i)他人からの身体的援助;

あるいは、

ii 請求者のそばで他人による定期的な励まし。

8. 飲食

A 口に食物または飲物を運ぶこと:

a 他の誰かから身体的な援助を受け取ることなく、口に食物または飲物を運ぶことができない;

b 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感のために、口に食物または飲物を運ぶことができない;

c 請求者の横で他人による定期的な励ましがなければ、口に食物または飲物を運ぶことができない;

あるいは、

d 重度の気分障害又は行動障害のために、次の支援を受けなければ、口に食物または飲物を運ぶことができない:

i)他の誰かからの身体的な援助;

あるいは、

ii)請求者の横で他人による定期的な励まし

B 食物または飲物の咀嚼又は嚥下:

a 食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むことが飲むことができない;

b 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感のために、食物や飲み物を咀嚼したりをのみこむことができない

c 請求者の横で他人による定期的な励ましがなければ、食物や飲み物を咀嚼したりをのみこむことができない

あるいは、

d 重度の気分障害又は行動障害のために、つぎのことができない:

食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むこと

あるいは、

請求者の横で他人による定期的な励ましがなければ、食物や飲み物を咀嚼したりをのみこむことができない